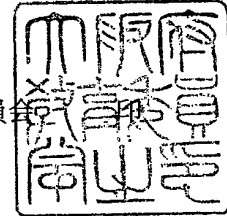


教高第 2933 号

令和 3 年 10 月 21 日

様

審査庁 大阪府教育委員会



弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和 3 年 6 月 29 日にあなたから提出された、大阪府教育委員会が行った行政文書の公開決定等（令和 3 年 6 月 3 日付け教高第 1676 号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第 30 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論書を提出する場合には令和 3 年 11 月 4 日までに、同法第 32 条第 1 項に定める証拠書類又は証拠物を提出する場合には令和 3 年 11 月 4 日までに、それぞれ提出してください。

連絡先

担当課 大阪府教育庁教育振興室  
高等学校課学校経営支援グループ  
松本・土本  
電話 06-6944-6883 直通  
FAX 06-6944-6888

(備考)

この審査請求については、今後、学識経験者により構成された第三者機関である大阪府情報公開審査会に諮問する予定となっており、同審査会において口頭による意見陳述の機会が付与される予定です。（審査会に先立ち、別途、審査庁に対して口頭による意見陳述を希望する場合には、行政不服審査法第 31 条第 1 項の規定により、大阪府教育委員会に対して申し立てを行ってください。）